



# 茨島出張所ニュース

●ご意見・お問い合わせ先●

国土交通省 東北地方整備局



秋田河川国道事務所

茨島出張所

〒010-0065 秋田市茨島5丁目6-28

電話 018-862-4362

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/barajima/hyousi.html>

茨島出張所では、雄物川下流部(河口～から約30.45km)・旧雄物川(雄物川分岐点から0.3km)を管理しています

**!** 堤防斜面・河川敷地内への車の乗り入れは**違反**です！！

洪水から地域を守る重要な役割をしている法面や河川公園の芝生に車両走行痕が発見されました。

この行為は「**河川法 第16条の4第1項(河川を損傷すること。)**」により、違反したものは**6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金**に処されます。



タイヤ痕が痛々しい堤防



堤防の傷をそのままにしておくと、洪水時に決壊する恐れがあります。



悪質！！

芝がえぐれた状態

芝を張り替えたり、その後通常通りに生えるまでは、費用・時間がかかります。

### おねがい

堤防・河川敷等には、たくさんの利用者がいます。損傷だけではなく、大きな事故にも繋がります。絶対にやめましょう。

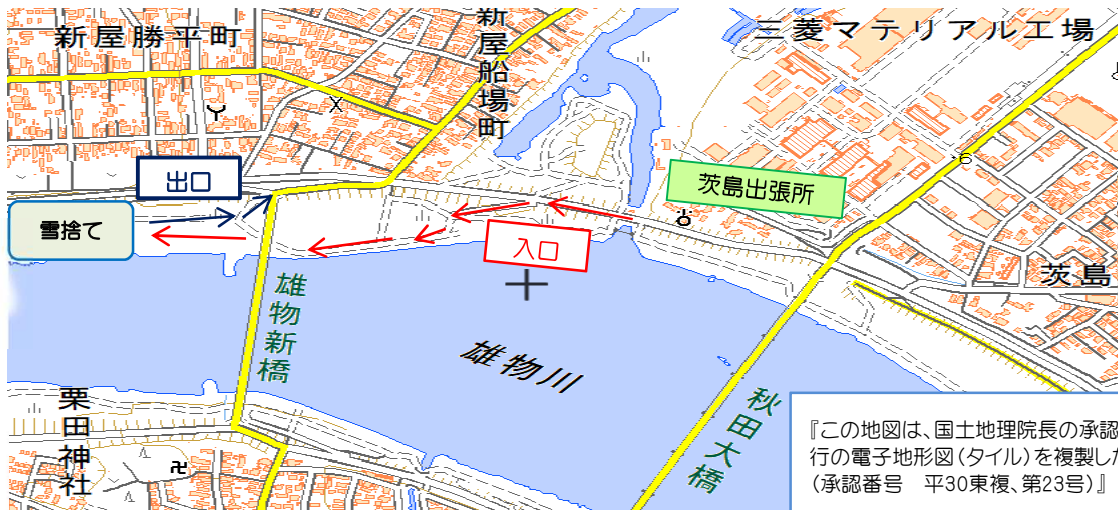


## 雪捨ては秋田市指定の雪捨て場へ

今年度も雄物新橋下流側・右岸の河川敷を雪捨て場として秋田市へ提供しています。まだまだ雪の降る時期、雪捨てに困る場合も多いかと思えます。こちらは一般開放されており、案内看板・誘導員の指示に従ってご利用ください。

(※詳細は秋田市のホームページへ<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/doro-koen/1007156/1007331.html>)

また毎年、雪捨て指定場所以外への雪捨てが堤防などで見受けられます。堤防等へ雪を捨てると、堤防やその他の河川管理施設の損傷・事故のおそれがあります。指定場所以外への雪捨てはやめましょう。



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平30東複、第23号)』